

寒川町骨髄等移植ドナー支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業における骨髄又は抹消血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植の推進を図るため、骨髄等を提供した者(以下「ドナー」という。)及びドナーが勤務する事業所に対し、骨髄等移植ドナー支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和 50 年 10 月 1 日規則第 7 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する者及びその者が勤務する国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立法人を除く。)とする。

- (1) 骨髄等の提供が完了した日(骨髄等の採取に伴う入院の最終日をいう。以下「骨髄提供日」という。)に町内に住所を有する者
- (2) 骨髄等の提供に伴う休暇の制度がない事業所に勤務する者
- (3) 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者
- (4) この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金の交付等を受けていない者

(助成内容)

第 3 条 助成金の額は、骨髄等の提供に要した通院又は入院(以下「通院等」という。)の日数に、ドナーに対する助成金にあつては 20,000 円を、事業所に対する助成金にあつては 10,000 円を乗じて得た額とする。

2 通院等の日数は、次の各号に掲げる日数を合計したものとし、その上限は、1 回の骨髄等の提供につき 7 日とする。

- (1) 健康診断に係る通院等の日数
- (2) 自己血採血に係る通院等の日数
- (3) 骨髄等の採取に係る入院の日数
- (4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面接に係る日数

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、寒川町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号が分かるものの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする雇用事業所は、寒川町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(事業所用)(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) ドナーとの雇用関係を証する書類
- (3) 振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号が分かるものの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請書の提出期限は、骨髄等の提供が完了した日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査したうえで助成金の交付又は不交付を決定し、寒川町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により当該申請をしたものに通知するもの

とする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたものに対し、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した当該助成金の全額若しくは一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に実施した骨髄等の提供について適用する。